

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤 田 裕 司
(公印省略)

都立学校における緊急事態宣言の期間再延長に伴う対応および
夏季休業明けの留意事項について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々なご対応をいただき、ありがとうございます。

本日、国は東京都に対し現在発出されている緊急事態宣言を9月12日まで延長することを決定し、東京都は現行の緊急事態措置等を延長し、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

現在の厳しい感染状況下において、今月下旬から学校においては、順次新学期が始まってまいります。授業等を開始するに当たり、感染状況に応じた感染症対策を一層徹底しながら、児童・生徒等の学習を保障するとともに、夏季休業明けの児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケアの充実が求められます。

つきましては、ガイドライン等に基づく感染防止の取組を再度確認するとともに、令和3年7月8日付3教総総第905号「緊急事態宣言下に伴う都立学校の対応について(依頼)」(以下「通知文」という。)を基本とし、特に下記の事項に留意の上、対応していただきますようお願いします。

記

1 感染対策を徹底した教育活動

○夏季休業明け当初においては、各学校において、地域や児童・生徒等の感染状況を踏まえ、オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施するなど、感染症対策を徹底した教育活動を実施する。

2 時差通学等

○高等学校、中等教育学校及び附属中学校においては、各学校の生徒等の始業日直前の感染状況を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を徹底するとともに、感染症対策を徹底した教育活動を実施する。

3 健康観察の実施

○児童・生徒の感染が増加している状況を踏まえ、児童・生徒の健康観察(体温測定、症状の有無の確認)を徹底する。

○咳、発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように指

導する。

- 上記内容について保護者に理解と協力を求めるとともに通知文にあるとおり家庭における感染症予防策の徹底をお願いする。

4 部活動について

- 現在の感染状況を踏まえ、部活動については活動日や活動時間を制限する。
- 都外での練習試合や合同練習等はしない。なお、活動に当たっては、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

5 学校行事について

- 児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事や活動は、延期又は中止する。校外での活動は、実施方法の工夫や代替活動を検討する。
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、当面の間、延期又は中止とし、宿泊を伴わない都内での代替活動を検討する。再開に当たっては、感染状況等を踏まえ、別途通知する。

6 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 令和3年7月2日付3教指企第550号及び令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

7 オンライン活用の校内体制整備

- 今後、都内の感染状況が一層厳しくなることも想定し、全教員が既にアカウントを配布している統合型学習支援サービスを活用した教育活動に取り組むなど、オンラインを活用した学習を進めるための校内体制の準備等を行う。

（担当）

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課
指導部特別支援教育指導課
都立学校教育部特別支援教育課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【ガイドライン及びその他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）